



保険適用外の検査費など

## 不育症治療費を助成します

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 ☎229-5001 各総合支所市民福祉課(市民課)

不育症とは、妊娠はするけれど流産、死産などを繰り返して、子どもを持つことができないことをいいます。津市では不育症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するために検査費や治療費などの一部を助成しています。

**助成の内容** 1 治療期間に受けた保険適用外の検査費や治療費

※1 治療期間とは…その妊娠に係る不育症治療を開始した日から、出産(流産、死産などを含む)により不育症治療が終了するまでの期間

**助成金額** 上限10万円(1年度に1回、通算して5回まで)

**対象者(次の全ての要件を満たす人)**

- 法律上の夫婦
- 夫婦の双方または一方が市内に居住している人
- 夫婦の前年の所得(1～5月の申請は前々年の所得)の合計額が730万円未満の人(諸控除があります)
- 医療保険各法の被保険者または組合員、被扶養者

**申請方法** 必要書類を保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出 ※郵送の場合は簡易書留郵便で提出



**申請に必要なもの**

- 不育症治療費助成申請書
- 不育症治療受診等証明書(不育症治療を受けた医療機関で証明を受けてください)
- 医療機関発行の領収書(原本)
- 世帯全員の住民票(続柄の記載があるもので、発行後3カ月以内のもの)  
※個人番号の記載があるものは使用できません。
- 夫および妻の申請年度の住民税所得課税証明書(4～5月に申請する場合は前年度のもの)  
※所得がない場合でも提出が必要
- 戸籍謄本(発行後3カ月以内のもの)  
※住民票で夫婦関係が確認できない場合に必要
- 預金通帳
- 印鑑(スタンプ印を除く)

**申請期限** 不育症治療が終了した日から60日以内

### 保険適用分は福祉医療費助成で

妊娠5カ月以上の妊産婦に対して、保険診療分の自己負担額の一部を福祉医療費助成制度で助成しています。詳しくはお問い合わせください。



9月中に手続きを!

## 福祉医療費受給資格証の更新

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 ☎229-5001 各総合支所市民福祉課(市民課)

福祉医療費受給資格証の更新手続きが必要な人は、早めに手続きを行ってください。9月中に更新手続きを行わないと、受給資格を失って医療費の助成が受けられなくなります。

10月以降に更新手続きを行った場合は、改めて受給資格申請手続きが必要になり、申請月初日の診療分からの助成になります。詳しくは、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

**更新手続きが必要な人**

- 精神障がい者医療費を受けている人
- 障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・一人親家庭等医療費・子ども医療費を受けている人のうち「更新申請書」が届いた人

※更新手続きが不要な人には、「新しい受給資格証」または「受給資格喪失のご案内」を送付しています。

### 9月から福祉医療費助成制度の所得や控除額の計算方法が変更

- 長期譲渡所得・短期譲渡所得

今までは特別控除前の所得の金額で受給資格の判定を行っていましたが、特別控除後の金額で判定を行います。

- 寡婦(夫)控除

地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚の母や父に対し、申請に基づき、寡婦(夫)控除が適用されるものと見なして判定を行います。控除の適用を希望する人はお問い合わせください。